

品川区自転車活用推進計画策定協議会設置要綱

制定 令和4年9月26日 区長決定要綱第214号

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11項第1項の規定に基づく品川区自転車活用推進計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けた幅広い意見を聴くため、品川区自転車活用推進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、計画の策定に関する事項を協議し、その結果を区長に報告する。

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱または任命する委員24人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 鉄道事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 交通管理者
- (5) 区内関係団体
- (6) 公募区民
- (7) 区職員
- (8) その他区長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命の日から計画の策定の日までとし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 協議会に委員長および副委員長を各1名置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員は、同一の団体または機関に属する者を代理人として出席させることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、委員長が必要と認める場合は、委員からの意見の聴取および賛否の意向の確認などを書面の郵送または持ち回りにより行い、委員の過半数から書面による回答が得られた際に、その結果をもって協議会の開催に代えることができる。

(協議会の公開)

第7条 協議会は公開とする。ただし、委員長が支障があると認めた時は、この限りではない。

(協議会の傍聴)

第8条 協議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は次の事項を守らなければならない。

- (1) 協議会における言論に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 前号に定めるもののほか、協議会の秩序を乱し、または協議会の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人が前項各号の規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(庶務)

第9条 協議会の事務局を都市環境部都市計画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、計画を策定した日にその効力を失う。